

ケース&amp;確認書類で学ぶ

# 相続手続き

## ゼミナール

執筆：税理士事務所SBL所長・税理士

八木正宣 会計事務所等での勤務を経て平成16年税理士事務所SBLを開設。企業支援と相続関連業務に強み

### Study 2 代襲相続が発生するケース

相続人である奥様からご主人の相続預金の名義変更手続きをされました。その際に、お子さんはすでに亡くなっていると聞いたのですが、提出された戸籍はどのように確認すればよいでですか。



### サンプル2●近代一郎さんの戸籍謄本

全部事項証明	
本籍氏名	栃木県宇都宮市一番町●番地 近代一郎
戸籍事項 戸籍編製	【編製日】平成19年8月28日
戸籍に記録されている者	【名】一郎 【生年月日】昭和53年4月6日 【配偶者区分】夫 【父】近代太郎 【母】近代花子 【続柄】長男
身分事項	
死亡	【死亡日】平成28年7月1日 【死亡時分】午後9時30分 【死亡地】栃木県宇都宮市 【届出日】平成28年7月1日 【届出人】妻
戸籍に記録されている者	【名】次郎 【生年月日】平成20年5月5日 【父】近代一郎 【母】近代伸子 【続柄】長男

のようなポイントを押さえて、戸籍の内容を確認しましょう。  
転籍した相続人の戸籍で代襲相続を確認

①被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本（サンプル1）を確認

②改製事由と改製日

③配偶者

④子の除籍

婚姻すると、それまでの戸籍から除籍されて新たな戸籍が作製されます。サンプル1で一郎さんは婚姻により栃木県宇都宮市に戸籍が作製されていることが見て取れます。よって、一郎さんの現在の戸籍と、相続人の現在の戸籍で正当な相続人を確認

### POINT

- 被相続人の出生から死亡までの戸籍と、相続人の現在の戸籍で正当な相続人を確認



- 相続人である子が死亡している場合は代襲相続人の有無を確認

人ということになります。  
サンプル1の戸籍で配偶者の花子さんが健在であり、相続人であることが確認できます。

のようないい處を押さえて、戸籍の内容を確認しましょう。  
転籍した相続人の戸籍で代襲相続を確認

①被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本（サンプル1）を確認

②改製事由と改製日

③配偶者

④子の除籍

のようないい處を押さえて、戸籍の内容を確認しましょう。  
転籍した相続人の戸籍で代襲相続を確認

①被相続人の死亡

②改製事由と改製日

③配偶者

④子の除籍

のようないい處を押さえて、戸籍の内容を確認しましょう。  
転籍した相続人の戸籍で代襲相続を確認

①被相続人の死亡

②改製事由と改製日

③配偶者

④子の除籍

ただし、本ケースのように相続人である子がすでに死亡していた場合、①に関してはその相続人の出生から死亡までの戸籍を見る必要があります。死亡した相続人に子がいれば、相続人の地位はその子に引き継がれるからです。戸籍は一定の様式やルールに基づいて作製されており、その見方を理解することが重要です。以下

### サンプル1●近代太郎さんの戸籍謄本

全部事項証明	
本籍氏名	東京都中野区東中野●●番地 近代太郎
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成18年2月5日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記録されている者	【名】太郎 【生年月日】昭和29年3月3日 【配偶者区分】夫 【父】近代松男 【母】近代竹子 【続柄】長男
身分事項	
死亡	【死亡日】平成30年3月15日 【死亡時分】午前9時30分 【死亡地】東京都中野区 【届出日】平成30年3月16日 【届出人】妻
戸籍に記録されている者	【名】花子 【生年月日】昭和29年12月20日 【配偶者区分】妻 【父】田中龟雄 【母】田中鶴子 【続柄】二女

配偶者の花子さんが健在で相続人であることを確認

全部事項証明	
本籍氏名	東京都中野区東中野●●番地 近代太郎
戸籍に記録されている者	【名】一郎 【生年月日】昭和53年4月6日 【父】近代太郎 【母】近代花子 【続柄】長男
身分事項	
出生	【出生日】昭和53年4月6日 【出生地】東京都渋谷区 【届出日】昭和53年4月6日 【届出人】父
婚姻	【婚姻日】平成19年8月28日 【配偶者氏名】大竹伸子 【新本籍】栃木県宇都宮市一番町●番地
戸籍に記録されている者	【名】花子 【生年月日】昭和29年12月20日 【配偶者区分】妻 【父】田中龟雄 【母】田中鶴子 【続柄】二女

除籍された相続人がいないか改製前の戸籍で確認が必要